

公示番号：19a01250

国名：ガーナ

担当部署：農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

案件名：ガーナ国市場志向型農村生活改善プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年4月上旬から2020年6月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.47M/M、合計 0.97M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
6日	14日	4日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：3月18日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf

をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2020年4月1日（水）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	ガーナ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：

黄熱病。黄熱病予防接種は当国の入国条件になっていますので、事前に接種をしてイエローカードを持参して入国してください。

6. 業務の背景

ガーナにおいて、労働人口の44.7%を包含する農業は、経済成長と貧困削減の鍵を握るセクターであるものの、GDP全体におけるシェアは、2005年の31.2%から2016年には18.9%まで落ち込み、2000年～2016年の平均成長率は、サービス分野の6.9%や工業セクターの7.6%に比較して、農業は4.2%と伸び悩んでおり、近年の農業の低迷は顕著である。更に、ガーナでは、発育阻害率が3割を超える地域があるなど、農村の生活改善において栄養改善も大きな課題となっている。

ガーナ政府は、2018年に入って公表されたガーナ農業セクターの中期開発計画と位置づけられる「Ghana Integrated Plan for Agri-Food-System Development (GIPAD) 2018-2021」で、「Planting for Food and Job」のイニシアチブを掲げ、「企業の農業の促進とバリューチェーン構築による食料・農業システムの変革」を目指すとし、ビジネスとしての農業を推進しようとしている。特に、小規模農家における自給自足型から市場志向型の農業への転換は、質・価格などの重視に繋がり、国産の農産物の市場競争力を高める。よって、輸入品への依存度が緩和されることが期待され、ひいては当国の経済成長に好影響を与え得る観点から重視されている。

JICAは、TICAD Vで表明された「市場志向型農業振興（以下、「SHEPアプローチ」）」の広域化を進めるため、2015年度以降、課題別研修「アフリカ地域市場志向型農業振興（行政官コース・普及員コース）」に食料農業省の職員らを招聘した。その後、研修員が作成したアクションプランに基づくパイロット事業が実施され、その有効性が実証されてきている。これらの活動とSHEPアプローチの有効性を評価したガーナ政府は、SHEPアプローチや栄養改善を含む生活改善に係る活動をさらに同国で広め、小規模園芸農家の生産性やマーケティングを強化し生計向上を目指すべく、「市場志向型農村生活改善プロジェクト」（以下、本プロジェクトという）を我が国に対し要請した。

JICAはこれを受け、SHEPアプローチによる小規模農家支援を行う案件を形成すべく、詳細計画策定調査を実施する。本詳細計画策定調査は、計画枠組み及び実施体制等を整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書署名・交換を行うとともに、事前評価を実施するものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み・手続きを十分に理解した上で、

他の団員と協力・調整しつつ調査の重複がないよう担当分野に関わる協力計画策定のための必要な以下の調査を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2020 年 4 月上旬～5 月上旬)

- ① 要請背景・内容を把握する。
- ② 当該分野に係る既存の文献、関連報告書、類似する事業等の報告書等の収集・分析・内容把握を行う。また、JICA 及び他ドナーによる類似案件の成果、課題、教訓を把握する。
- ③ ガーナ側関係機関 (C/P 機関、他ドナー、SHEP 農家含む生産者等) に対する事前質問票 (案) (英文) と収集すべき資料リスト (案) (英文) を作成する。その際、別途派遣される他分野の団員と内容が重複しないよう適宜調整した上で、現地調査前に JICA に提出すること。
- ④ 評価 5 項目 (妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性) の観点から、プロジェクトの PDM (Project Design Matrix) 素案 (和文、英文)、PO (Plan of Operation) 素案 (和文・英文) 及び事業事前評価表 (案) (和文) の担当分野関連部分を検討する。その他現地協議用資料等の作成に協力する。
- ⑤ 調査団内の事前・現地打合せ、対処方針会議に出席する。

(2) 現地業務期間 (2020 年 5 月中旬～5 月下旬)

- ① JICA ガーナ事務所との事前打ち合わせを行う。
- ② 他団員と協力し、事前に相手国関係機関等へ配布した事前質問票の回収・分析、相手国関係機関等との協議・ヒアリング及び現地調査に参加し、担当分野に関わる協力計画策定及び事前評価を行うために必要な情報・資料の収集、整理、分析を行う。具体的な情報収集内容は以下のとおり。なお、調査項目は JICA 側と相談のうえ他分野の団員と役割分担し、重複しないよう適宜調整すること。また、農家等への調査をする際は、世帯主のみならず、必ず男女双方からニーズ・課題を確認する等ジェンダー配慮すること。

(ア) 要請背景・要請内容及び要請後の政策変化

(イ) ガーナ農業政策と本プロジェクトの位置づけ

(ウ) 農業省、対象郡の組織体制、要員数・定着率 (異動率)、予算、所掌業務、(主に関連政府機関の) 役割分担の現状及び今後の変更可能性

(エ) 中央政府及び対象郡における農業関係予算状況、年度予算の申請・承認・配布プロセス

(オ) 関連分野における他ドナーの援助動向及び本プロジェクトとの連携可能性

(カ) 本プロジェクト実施に係る日本側負担事項と先方負担事項

(キ) 事前評価案を作成するにあたり必要となる本案件に関する成果指標の所在、ターゲット層に関する各種基礎データ

(ク) プロジェクト実施にあたり、リスクとなる事象に関連する情報

(ケ) 政府以外のアクターによる SHEP アプローチの活用可能性

(コ) 支援対象地域の社会や家庭内における男女の労働や力関係の現状、ジェンダーに関連する社会規範・慣習、男女で異なるニーズや課題等

- ③ 他団員と協力し、各面談の議事録を作成する。
- ④ 調査・協議結果に基づき、本プロジェクトの全体構想（本プロジェクトの協力期間、実施体制、機材供与等 R/D 記載事項）を、JICA と相談のうえ、他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 調査・協議結果及び相手国関係機関等のコメントを踏まえたうえで、JICA による PDM・PO 案（和文・英文）、及び M/M 案（英文）と R/D 案（英文）の作成に協力する。特に、PDM 案の成果指標の設定について、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対する R/D 案を含む M/M 案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、担当分野に係る 事業事前評価表（案）（和文）を作成する。
- ⑧ 「気候変動対策支援ツール(適応策): 気候リスク評価・適応策検討のガイダンス」(https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation_j.html)を参考に、先方政府とともに、気候リスク評価（曝露、ハザード、脆弱性、気候リスク、適応オプションの検討）を実施し、評価結果の要約を作成する。
- ⑨ JICA ガーナ事務所等へ担当分野に係る現地調査結果を報告する。

（3）帰国後整理期間（2020 年 5 月下旬～6 月中旬）

- ① 帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② 他分野の団員の協力のもと、事業事前評価表（案）（和文）を取り纏める。
- ③ プロジェクトを巡る状況分析や評価 5 項目の観点から、リスク管理チェックシート作成に係る必要情報を、他分野の団員の協力のもと取りまとめる。
- ④ 担当分野及び他分野の団員の担当部分を取り纏め、詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成する。その際、担当分野に係る調査結果、PDM の各種指標、指標入手手段の決定過程、設定根拠及び 5 項目評価結果の詳細について記載する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。2020 年 6 月 19 日までに電子データをもって提出すること。

- （1）詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
- （2）事業事前評価表（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

- （1）航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇄ドバイ⇄アクラを標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2020年5月10日～2020年5月23日を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 評価分析 (本コンサルタント)

③便宜供与内容

JICAガーナ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳傭上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：JICAが必要に応じアレンジします。なお、JICA職員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供：JICA事務所での作業は可能です。

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム (連絡先：03-5226-8430) にて配布します。

- ・ 要請書
- ・ 案件概要表
- ・ 課題別研修「アフリカ地域市場志向型農業振興 (行政官コース・普及員コース)」の概要

また、SHEPアプローチについては以下を参照ください。

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/approach/shep/index.html>

②本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

①業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求め

ている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAガーナ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上